

みんなでささえる 国保会計



～ 国保への加入・脱退の届出についてお知らせします ～

■ 次のようなときは、14日以内に必ず役場の国保窓口へ届け出てください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する方、 もしくは すでに、国保に加入している方	1 他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	2 他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	3 職場の健康保険などに入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、印かん
	4 職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
	5 子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	6 死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	7 生活保護を開始するとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	8 65歳以上75歳未満で、一定の障害があり、申請により後期高齢者医療保険に加入するため、国保を喪失するとき	障がい者手帳、印かん
	9 町内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	10 世帯主や氏名が変わったとき	
	11 世帯分離や世帯合併の届出をしたとき	
	12 保険証を失くしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人確認ができるもの(使えなくなった保険証や運転免許証、マイナンバーカードなど)、印かん
	13 修学のため、他の市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書など、印かん
他の健康保険に加入している方	1 職場の健康保険の資格が喪失したとき	職場の健康保険の喪失日がわかるもの、印かん
	2 職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の喪失日(被扶養者でなくなった日)がわかるもの、印かん
そ の 他	1 生活保護が終了し、国保に加入するとき	保護廃止決定通知書、印かん
	2 退職後他の市区町村から転入し、国保に加入するとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	3 外国籍の方が国保に加入するとき	在留カード
	4 外国籍の方が国保を脱退するとき	在留カード、保険証

①国保の資格喪失後に、黒潮町国保の保険証を使って医療機関で受診した場合は、保険分の医療費を町に返還していただく場合があります。また返還分の医療費は、新たに加入した保険者へ請求することができます。

②75歳の誕生日を迎え、新たに後期高齢者医療の対象となる方は、国保喪失の届出の必要はありません。

③トラブルを防ぐためにも、上記の表の事例があった時は、早めの手続きをお願いします。届出が遅れると、給付ができない場合があります。



○お問い合わせ・届出 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112